

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ 2,3-ジエチル-5-メチルピラジン	1	・ ベンスルフロンメチル	22
・ 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン	2	・ トリアゾホス	23
・ ピラジン	3	・ トルフェンピラド	24
・ 3-メチル-2-ブテナール	4	・ ベンチアバリカルブイソプロピル	25
・ 6,7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン	5	・ マンジプロパミド	26
・ イソキノリン	6	・ ヨウ化メチル	27
・ ピロール	7	・ エチクロゼート	28
・ 2-エチル-6-メチルピラジン	8	・ クロルピリホス	29
・ 3-メチル-2-ブテノール	9	・ フェンチオン(清涼飲料水)	31
・ 1-ペンテン-3-オール	10	・ アセフェート(清涼飲料水)	32
・ トリメチルアミン	11	・ スピノサド	33
・ フルジオキシニル	12	・ フェンチオン	34
・ 亜塩素酸水	14	・ ジチアノン	35
・ 次亜塩素酸水	15	・ イソキサフルトール	36

2 農薬

・ ペンディメタリン(清涼飲料水)	16	・ イマザピックアンモニウム塩	37
・ ベンスルフロンメチル(飲料清涼水)	17	・ ピコリナフェン	38
・ アミトロール	18	・ アセフェート	39
・ ペンディメタリン	19	・ エチプロール	40
・ エタルフルラリン	20	・ フルベンジアミド	42
・ ベンフルラリン	21	・ アシフルオルフェン	44
		・ ラクトフェン	45
		・ チオベンカルブ	46
		・ イミダクロプリド	48
		・ インダノファン	49

・ ジノテフラン	51
・ ピメトロジン	52
・ フロニカミド	53
・ イソプロチオラン	54
・ ノルフルラゾン	56
・ TCMTB	57
・ ベノキサコール	58
・ イミダクロプリド	59
・ キザロホップエチル	60
・ チジアズロン	61
・ 塩酸ホルメタネート	62
・ オキシフルオルフェン	63
・ エトフェンプロックス(清涼飲料水)	64
・ メプロニル(清涼飲料水)	65
・ ミクロブタニル	66
・ アジンホスメチル	67
・ メチオカルブ	68
・ フルジオキシソニル	72
・ ベンダイオカルブ	76
・ メトラクロール(清涼飲料水)	77
・ ヘキサジノン	78
・ メフェンピルジエチル	79
・ トリフルスルフロメチル	81
・ プリミスルフロメチル	83
・ プレチラクロール(清涼飲料水)	84
・ ペンシクロン(清涼飲料水)	85
・ EPN(清涼飲料水)	86
・ ブタミホス(清涼飲料水)	87
・ メタラキシル(清涼飲料水)	88
・ メタミドホス	89

・ ゾキサミド	90
・ カルボキシ	92
・ ハロスルフロメチル(清涼飲料水)	93
・ ブプロフェジン(清涼飲料水)	94
・ ピリブチカルブ(清涼飲料水)	95
・ ダイムロン(清涼飲料水)	96
・ カルプロパミド(清涼飲料水)	97
・ フルトラニル(清涼飲料水)	98
・ エスプロカルブ(清涼飲料水)	99
・ カフェンストール(清涼飲料水)	100
・ メフェナセツト(清涼飲料水)	101
・ フルリドン	102
・ ピリプロキシフェン(清涼飲料水)	103
・ クロルピリホス	104
・ クロルピリホス(清涼飲料水)	105
・ アゾキシストロビン(清涼飲料水)	106

3 動物用医薬品

・ ツラスロマイシン	107
・ セデカマイシン	108
・ セファロニウム	109
・ ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	110
・ スピノサド	112
・ クラブラン酸	113
・ セファレキシ	114
・ クロルスロン	116
・ ジノテフラン	117
・ モネバンテル	118
・ イソプロチオラン	120
・ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))	122

・ オラキンドックス	123
・ ピペラジン	124
・ フルベンダゾール	125
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液(エクネセル注)	126
・ メベンダゾール	127
・ レバミゾール	128
・ クレンブテロール	129
・ カルプロフェン	130
・ カラゾロール	131
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン／セファガード)	134
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	135
・ チアンフェニコール	137
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバジット注射液)	138
・ プロチゾラム	140
・ フロルフェニコール	141
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	143
・ カナマイシン	145
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)	146
・ ベンジルペニシリン	148
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)	149
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)	151

4 化学物質・汚染物質

・ シアン(清涼飲料水)	153
・ クロロホルム(清涼飲料水)	154
・ ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	155
・ ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	156
・ ブロモホルム(清涼飲料水)	157
・ 総トリハロメタン(清涼飲料水)	158
・ ベンゼン(清涼飲料水)	160
・ 1, 2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	161
・ 臭素酸(清涼飲料水)	162
・ トリクロロエチレン(清涼飲料水)	163
・ ジクロロメタン(清涼飲料水)	164
・ テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	165
・ トルエン(清涼飲料水)	166
・ 銅(清涼飲料水)	167
・ ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	168
・ メチル-tert-ブチルエーテル(清涼飲料水)	169
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	170
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン(清涼飲料水)	171
・ 亜塩素酸(清涼飲料水)	172
・ 二酸化塩素(清涼飲料水)	173
・ カドミウム(清涼飲料水)	174
・ 四塩化炭素(清涼飲料水)	176
・ 1, 4-ジオキサン(清涼飲料水)	177
・ 1, 1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	178
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	179
・ 塩素酸(清涼飲料水)	180
・ ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	181
・ 抱水クロラール(清涼飲料水)	182
・ 塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	183

【生物系評価グループ】

1 微生物・ウイルス

- ・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（厚生労働省） .. 184
- ・ 鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価（農林水産省） .. 187

2 かび毒・自然毒

- ・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について（厚生労働省） .. 190
- ・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について（厚生労働省） .. 192
- ・ デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について（農林水産省） .. 194
- ・ ニバレノールに係る食品健康影響評価について（農林水産省） .. 196

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

- ・ VAL-No.2株を利用して生産されたL-バリン .. 198
- ・ pGlu株を利用して生産されたグルカナーゼ .. 199

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した8品種を除く。） .. 200

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した5品種を除く。） .. 201

- ・ 除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS8と除草剤グルホシネート及び稔性回復性セイヨウナタネRF3と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRT73からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（すでに安全性評価が終了した1品種を除く。） .. 202

- ・ GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム .. 203
- ・ チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統（食品） .. 204
- ・ LEU-No.2株を利用して生産されたL-ロイシン .. 205
- ・ HxR-No.1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム .. 206
- ・ チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統（飼料） .. 207
- ・ パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統 .. 208

2 新開発食品

- ・ ポリフェノール茶 .. 209
- ・ こんにやくゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について .. 210
- ・ ガイオ タガトース .. 213

3 肥料・飼料等

- ・ エフロマイシン .. 215
- ・ セデカマイシン .. 217
- ・ オラキンドックス .. 218

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,3-ジエチル-5-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年7月9日付け厚生労働省発食安0709第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,3-ジエチル-5-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成22年10月7日府食第785号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年1月5日～3月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年4月28日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年6月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-(3-フェニルプロピル) ピリジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年7月9日付け厚生労働省発食安0709第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-(3-フェニルプロピル) ピリジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成22年10月7日府食第784号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年1月5日～3月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年4月28日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年6月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	—

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月12日付け厚生労働省発食安0812第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	ピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年1月6日府食第5号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年2月16日～5月9日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年7月19日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	3-メチル-2-ブテナール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月9日付け厚生労働省発食安0909第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	3-メチル-2-ブテナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年1月27日府食第62号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年2月16日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年7月19日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月12日付け厚生労働省発食安0812第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年1月27日府食第61号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年1月5日～3月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年4月28日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年6月28日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	本添加物の名称は、IUPAC命名法に従い、「5-メチル-6, 7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン」とすることが適当であるとした。

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソキノリン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年10月29日付け厚生労働省発食安1029第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	イソキノリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年2月3日府食第91号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年5月24日～7月11日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、 消費者庁と協議 平成23年6月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
リスク管理措置の実施に 時間を要している理由	
施策の概要等	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する 件について、公布の準備中（公布と同日から適用予定）。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性 に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と 設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請する予定。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピロール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月4日付け厚生労働省発食安0104第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	ピロールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成23年3月31日府食第275号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年5月24日～7月11日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、 消費者庁と協議 平成23年6月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
リスク管理措置の実施に 時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請する予定。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチル-6-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月6日付け厚生労働省発食安1206第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチル-6-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成23年3月31日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の審議のための準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期		A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	3-メチル-2-ブテノール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月2日付け厚生労働省発食安0202第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	3-メチル-2-ブテノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成22年4月28日府食第349号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年2月16日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年6月8日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-ペンテン-3-オール
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月2日付け厚生労働省発食安0202第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	1-ペンテン-3-オールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成22年4月28日府食第348号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成23年2月16日～5月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月8日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年7月19日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたため、「着香の目的以外に使用してはならない」と設定した。
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して、通知を発出し周知徹底を要請した。
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリメチルアミン
評価品目の分類	添加物
用 途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月26日付け厚生労働省発食安1126第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	トリメチルアミンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成22年7月29日府食第588号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の審議のための準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	トリメチルアミンは気体であるため、確認試験で他の品目で使用されているIR法（液膜法）が適用できず、IR法（液膜法）に変わる確認試験法の検討が必要となったため。 平成23年9月末現在、本品目の確認試験法を含む成分規格案の準備を進めており、平成23年11月頃に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での審議を予定している。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 上)

(継続)

【添加物】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期	E	C	B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシニル
評価品目の分類	添加物
用 途	防かび剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（防かび剤）
評価結果の概要	フルジオキシニルの一日摂取許容量（AD I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのAD I比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものと考える。 （平成21年7月16日府食第682号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年6月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成22年9月9日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の際に農動部会（平成22年7月30日開催）後に修正した資料を報告 平成22年7月8日～8月17日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月30日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年8月31日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果、ADIは0.33mg/kg体重/日と評価されたため、対象食品をあんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごに限定し、また、それぞれの対象食品ごとの残存量を設定した。ただし、ざくろ、西洋なし、びわ、マルメロ及びりんごは平成24年3月1日から適用されるものであることとした。 我が国における理論的最大一日摂取量（TMDI）は、食品安全委員会からの食品健康影響評価

	において、以下の表のとおりとされている。	

(継続 2 1 上)

フルジオキサニル

使用できる食品等	使用量等の最大限度 (g/kg)
キウイ	0.020 g/kg
かんきつ類（みかんを除く）	0.010 g/kg
あんず（種子を除く） おうとう（種子を除く） ざくろ すもも（種子を除く） 西洋なし ネクタリン（種子を除く） びわ マルメロ もも（種子を除く） りんご	0.0050 g/kg

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期	F	F	F	F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	製造用剤（殺菌料）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌料）
評価結果の概要	亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「付帯事項」抄> 亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。 ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。 （平成20年6月19日府食第677号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議（未了）
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会からの付帯事項及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会委員の指摘事項に基づき、臭素酸の混入の実態について調査や基準設定の必要性を検討しているため。 平成23年9月末現在、臭素酸の混入の実態調査結果等を踏まえ、基準設定を策定準備しており、平成23年11月頃に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での再審議を予定している。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性あることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期	E	E	B	B	B	B

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
B	B	B			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用 途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会からの付帯事項を踏まえ、臭素酸の混入の実態について調査や基準設定の必要性を検討検討していたため。 平成23年5月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において、臭素酸に関する方針が決まったことから、指定手続きを再開することとした。 平成23年9月末現在、消費者庁との協議、省令及び告示改正の準備を進めており、平成23年度中に指定を行う予定である。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月7日府食第783号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンスルフロンメチル（飲料清涼水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.19mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月21日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトロール
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月30日付け厚生労働省発食安第1030001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	アミトロールの一日摂取許容量（ADI）を0.0012mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月7日府食第782号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年6月1日～8月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンディメタリン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンディメタリンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月7日府食第783号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類）
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エタフルラリン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エタフルラリンの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月14日府食第805号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンフルラリン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンフルラリンの一日摂取許容量（A D I）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月14日府食第806号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.19mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年10月21日府食第819号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定（平成23年10月14日部会審議予定）。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリアゾホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月9日付け厚生労働省発食安第0209006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリアゾホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00041mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第124号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルフェンピラド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月22日付け厚生労働省発食安0222第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トルフェンピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.0056mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第125号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年6月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年7月6日～8月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月22日付け厚生労働省発食安0222第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第126号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年6月1日～8月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マンジプロパミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月1日付け厚生労働省発食安0301第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第127号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヨウ化メチル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤(くん蒸剤)
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年5月26日付け厚生労働省発食安0526第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ヨウ化メチルの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成23年2月10日府食第128号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	C					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチクロゼート
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年2月3日付け厚生労働省発食安第0203001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチクロゼートの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年3月3日府食第201号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年6月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年7月6日～8月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、米国は、各種毒性試験で認められた血漿ChE 活性低下等から、各種毒性試験における無毒性量の最小値を0.03 mg/kg 体重/日とし、不確実係数100で除した0.0003 mg/kg 体重/日を慢性参照用量（cRfD）と設定している。 また、1982 年にFAO/WHO 合同残留農薬専門委員会（JMPR）は、各種毒性試験成績から、脳ChE 活性阻害に対する無毒性量を1 mg/kg 体重/日、赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量を0.1 mg/kg 体重/日としている。その上で、脳ChE 活性阻害に対する無毒性量1 mg/kg 体重/日については、ラット、マウス及びイヌにおける試験成績を安全係数100 で除し、赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量0.1 mg/kg 体重/日については、ヒト試験成績を優先し、ヒト志願者における試験成績を安全係数10 で除してADI を0.01 mg/kg 体重/日と設定している。 しかし、本委員会は、血漿ChE 活性阻害については、毒性学的に意義が小さいとして毒性影響と考えず、また、〔Ⅱ.14.(2)〕のとおり、ヒト志願者における投与試験成績を採用しないとの合意を得た上で、従来日本では有機リン剤のADI 設定の際に赤血球ChE 活性阻害がエンドポイントとして採用されていたという経緯との整合性を鑑みて、各試験の無毒性量の最小値であり、赤血球ChE 活性阻害に対する無毒性量でもある0.1 mg/kg 体重/日をADI 設定根拠とし、安全係数を100 としたものである。 （平成22年11月4日府食第845号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月現在、当該農薬の飼料中の残留基準見直しに必要な資料を元に、暫定基準の見直し案を検討中。検討次第、農業資材審議会にて飼料中の残留基準見直しに係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	農業資材審議会における審議、答申の後、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正し、施行する予定。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】

施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンチオン（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第292号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月22日府食第564号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 2 2 上)

(継続)

【農
薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピノサド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月22日付け厚生労働省発食安第1222001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第291号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定（平成23年10月14日部会審議予定）。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンチオン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年1月20日付け厚生労働省発食安第0120006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンチオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0023mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第292号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年9月30日現在、WTO通報の意見に基づき、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジチアノン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジチアノンの一摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年6月17日府食第474号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソキサフルトール
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イソキサフルトールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年6月24日府食第491号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イマザピックアンモニウム塩
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イマザピックアンモニウム塩の一日摂取許容量（ADI）を0.27mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年6月24日府食第492号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピコリナフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ピコリナフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月1日府食第505号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセフェート
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年7月8日付け厚生労働省発食安第0708001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	アセフェートの一日摂取許容量（ADI）を0.0024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月22日府食第564号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロール										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年12月14日付け厚生労働省発食安1214第1号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	エチプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年7月22日府食第565号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>10.9</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～歳口</td><td>24.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>9.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>11.8</td></tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI（%）	国民平均	10.9	幼小児（1～歳口	24.2	妊婦	9.6	高齢者（65歳以上）*	11.8
	EDI/ADI（%）										
国民平均	10.9										
幼小児（1～歳口	24.2										
妊婦	9.6										
高齢者（65歳以上）*	11.8										
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

エチプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
大豆	○ 0.2	0.2
えだまめ	○ 0.5	0.5
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 0.7	
レモン	○ 0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.7	
グレープフルーツ	○ 0.7	
ライム	○ 0.7	
その他のかんきつ類果実 ³	○ 0.7	
りんご	○ 1	1
かき	○ 0.2	
茶	○ 10	10
その他のスパイス ⁴	○ 3	
魚介類	○ 0.09	0.09

1. ○：平成23年7月19日施行
●：平成24年1月19日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第4号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年7月22日府食第566号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>EDI/ADI（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>21.6</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>34.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>17.9</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>20.4</td></tr> </tbody> </table> とされている。		EDI/ADI（%）	国民平均	21.6	幼小児（1～6歳）	34.3	妊婦	17.9	高齢者（65歳以上）*	20.4
	EDI/ADI（%）										
国民平均	21.6										
幼小児（1～6歳）	34.3										
妊婦	17.9										
高齢者（65歳以上）*	20.4										
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

（継続 2 2 上）

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.02	
大豆	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	
かんしょ	○ 0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 10	10
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 3	3
カリフラワー	○ 0.6	
ブロッコリー	○ 5	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 15	15
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 1	
セロリ	○ 5	
トマト	○ 1	0.7
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.7	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.02	
えだまめ	○ 5	

フルベンジアミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	
すもも(ブルーインを含む。)	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	2
かき	○ 0.3	
綿実	○ 0.9	
くり	○ 0.06	
ペカン	○ 0.06	
アーモンド	○ 0.06	
くるみ	○ 0.06	
茶	○ 40	40
その他のハーブ ²⁾	○ 5	

1. ○：平成23年7月19日施行
●：平成24年1月19日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アシフルオルフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アシフルオルフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月29日府食第585号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラクトフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ラクトフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.0079mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年7月29日府食第586号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チオベンカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	チオベンカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。（平成22年8月5日府食第612号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI（％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>25.7</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>51.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>22.8</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>25.0</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI（％）	国民平均	25.7	幼小児（1～6歳）	51.3	妊婦	22.8	高齢者（65歳以上）*	25.0
	TMDI/ADI（％）										
国民平均	25.7										
幼小児（1～6歳）	51.3										
妊婦	22.8										
高齢者（65歳以上）*	25.0										

施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	○（魚介類基準設定）
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

チオベンカルブ (除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.2	0.2
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.03	0.03
その他の穀類 ¹	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類 ²	○ 0.1	0.1
らつかせい	○ 0.05	0.05
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつかしらを含む。)	○ 0.05	0.05
エンダイブ	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.2	0.2
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.02	0.02
にんじん	○ 0.02	0.02
セロリ	○ 0.2	0.2
えだまめ	○ 0.03	0.03
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ²	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.03	0.03
その他の家きん ¹ の筋肉	○ 0.03	0.03
鶏の脂肪	○ 0.03	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.03	0.03
鶏の肝臓	○ 0.03	0.03

チオベンカルブ (つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	○ 0.03	0.03
鶏の腎臓	○ 0.03	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.03	0.03
鶏の食用部分	○ 0.03	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.03	0.03
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.03
魚介類(貝類に限る。)	○ 9	0.5
魚介類(貝類を除く。)	○ 0.3	0.02

1. ○：平成23年7月19日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年1月25日付け厚生労働省発食安0125第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第704号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インダノファン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年1月4日付け厚生労働省発食安0104第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	インダノファンの一摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第705号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成23年5月11日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td></td><td>TMDI/ADI（%）</td></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>10.3</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>19.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.7</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>9.3</td></tr> </table> とされている。		TMDI/ADI（%）	国民平均	10.3	幼小児（1～6歳）	19.4	妊婦	8.7	高齢者（65歳以上）*	9.3
	TMDI/ADI（%）										
国民平均	10.3										
幼小児（1～6歳）	19.4										
妊婦	8.7										
高齢者（65歳以上）*	9.3										
施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

インダノフェン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.05	
大麦	○ 0.05	
魚介類	○ 0.04	0.04

1. ○：平成23年6月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第78号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第706号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年6月1日～8月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピメトロジン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ピメトロジンの一日摂取許容量（ADI）を0.013mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年9月9日府食第707号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年6月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年7月6日～8月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年10月27日付け厚生労働省発食安1027第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（A D I）を0.073mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第708号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年7月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大、インポートトレランス）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年1月4日付け厚生労働省発食安0104第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月16日府食第734号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>40.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>70.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>30.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>40.1</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）*	40.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	40.1										
幼小児（1～6歳）	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者（65歳以上）*	40.1										
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											

a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

（継続 2 2 上）

イソプロチオラン（殺菌剤／牛の肝疾患用剤）

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 10	2
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.03	0.03
ぶどう	○ 0.02	0.02
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ²	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	3

1. ○：平成23年7月19日施行

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノルフルラゾン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ノルフルラゾンの一日摂取許容量（A D I）を0.015mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年9月16日府食第735号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	TCMTB
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	TCMTBの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年9月16日府食第733号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベノキサコール
評価品目の分類	農薬
用 途	葉害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベノキサコールの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年9月30日府食第762号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年10月21日付け 21消安第7914号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の飼料中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第703号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	当該農薬の飼料中の残留基準見直しについて、農業資材審議会（飼料安全部会）にて審議を行う予定（平成23年11月に実施）。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	農業資材審議会（飼料安全部会）を平成23年11月に開催。
施策の概要等	農業資材審議会における審議、答申の後、パブリックコメント等所要の手続きを経た上で、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正し、施行する予定。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（飼料中暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 2 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キザロホップエチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	キザロホップエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、入手可能な試験成績は、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルのみであったことから、本評価にキザロホップPテフリルは含まないこととする。 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月22日府食第1006号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月10日、キザロホップPテフリルを含めた評価を食品安全委員会へ諮問。評価結果通知後、キザロホップエチル及びキザロホップPエチルとあわせて、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品安全委員会において審議中のため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チジアズロン
評価品目の分類	農薬
用 途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	チジアズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.039mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月3日府食第1133号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ホルメタネート
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫/殺ダニ剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩酸ホルメタネートの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月7日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。（結果、継続審議とされた。） 平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を再び行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシフルオルフェン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシフルオルフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年3月25日府食第238号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年6月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年7月6日～8月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトフェンプロックス（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトフェンプロックスの一日摂取許容量（ADI）を0.031mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、今回の食品健康影響評価の対象は、魚介類及び畜産物についてであり、適用拡大にあたり食品健康影響評価を要請する場合は、代謝物IVに関する作物残留試験、動物体内における生成を示す試験等の追加資料が必要である。 暴露量については、暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年11月19日府食第1100号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 21下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メプロニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	農薬
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メプロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年12月17日府食第1167号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 2 1 下)

（継続）

【農
薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成21年度上期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
			C	C		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミクロブタニル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミクロブタニルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年5月21日府食第498号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議 平成23年7月6日～8月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に再協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に再報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	WTO通報の意見に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において再審議を行ったため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

（継続 21上）

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			C	B		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アジンホスメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月9日付け厚生労働省発食安第0909001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アジンホスメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年5月28日府食第527号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年9月29日～平成23年1月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年7月20日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			C	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオカルブ										
評価品目の分類	農薬										
用 途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メチオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年7月9日府食第660号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議中 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成23年5月11日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成23年12月28日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td><td>TMDI/ADI (%)</td></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>6.0</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>11.□</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>5.6</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>5.4</td></tr> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.0	幼小児（1～6歳）	11.□	妊婦	5.6	高齢者（65歳以上）*	5.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.0										
幼小児（1～6歳）	11.□										
妊婦	5.6										
高齢者（65歳以上）*	5.4										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 2 1 上)

メチオカルブ(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	0.05
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ⁷	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類 ⁸	○ 0.05	0.05
えんどう	○ 0.1	0.05
そら豆	○ 0.05	0.05
らっかせい	○ 0.05	0.05
その他の豆類 ⁹	○ 0.1	0.05
ばれいしょ	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
こんにやくいも	○ 0.05	0.05
その他のいも類 ¹⁰	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.05	0.05
さとうきび	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.05	0.05
かぶ類の根	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 0.05	0.05
西洋わさび	○ 0.05	0.05
クレソン	○ 0.05	0.05
はくさい	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.1	0.1
芽キャベツ	○ 0.1	0.1
ケール	○ 0.05	0.05
こまつな	○ 0.05	0.05
きょうな	○ 0.05	0.05
チンゲンサイ	○ 0.05	0.05
カリフラワー	○ 0.1	0.1
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹¹	○ 0.05	0.05
ごぼう	○ 0.05	0.05
サルシフィー	○ 0.05	0.05
アーティチョーク	○ 0.05	0.05

メチオカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
チコリ	○ 0.05	0.05
エンダイブ	○ 0.05	0.05
しゅんぎく	○ 0.05	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜 ⁶	○ 0.05	0.05
たまねぎ	○ 0.5	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.05
にんにく	○ 0.05	0.05
にら	○ 0.05	0.05
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 0.05	0.05
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 0.05	0.05
にんじん	○ 0.05	0.05
パースニップ	○ 0.05	0.05
パセリ	○ 0.05	0.05
セロリ	○ 0.05	0.05
みつば	○ 0.05	0.05
その他のせり科野菜 ¹³	○ 0.05	0.05
トマト	○ 0.05	0.05
ピーマン	○ 2	0.05
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 0.05	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.05	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
しろうり	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.05	0.05
まくわうり	○ 0.05	0.05
その他のうり科野菜 ²	○ 0.05	0.05
ほうれんそう	○ 0.05	0.05
たけのこ	○ 0.05	0.05
オクラ	○ 0.05	0.05
しょうが ³	○ 0.05	0.05
未成熟えんどう	○ 0.1	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	○ 0.05	0.05
マッシュルーム	○ 0.05	0.05
しいたけ	○ 0.05	0.05
その他のきのこ類 ¹⁵	○ 0.05	0.05
その他の野菜 ³	○ 0.1	0.05

メチオカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	○	0.05
レモン	○	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	0.05
グレープフルーツ	○	0.05
ライム	○	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹⁶	○	0.05
りんご	○	0.05
日本なし	○	0.05
西洋なし	○	0.05
マルメロ	○	0.05
びわ	○	0.05
もも	○	3
ネクタリン	○	0.05
あんず(アブリコットを含む。)	○	0.05
すもも(ブルーインを含む。)	○	0.05
うめ	○	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.05
いちご	○	1
ラズベリー	○	0.05
ブラックベリー	○	0.05
ブルーベリー	○	0.05
クランベリー	○	0.05
ハuckleベリー	○	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁷	○	0.05
ぶどう	○	0.1
かき	○	0.05
バナナ	○	0.05
キウイ	○	0.05
パパイヤ	○	0.05
アボカド	○	0.05
パイナップル	○	0.05
グアバ	○	0.05
マンゴー	○	0.05
パッションフルーツ	○	0.05
なつめやし	○	0.05
その他の果実 ¹⁸	○	0.05
ひまわりの種子	○	0.05
なたね	○	0.05
その他のナッツ類 ¹⁹	○	0.05

メチオカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス ⁴	●	0.1
その他のハーブ ⁵	●	0.05

1. ○：平成23年6月28日施行
●：平成23年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			B	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルジオキシニル				
評価品目の分類	農薬				
用 途	殺菌剤				
評価要請機関	厚生労働省				
評価結果通知先	厚生労働省				
評価要請日等	平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号				
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項				
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価				
評価目的の具体的内容	－				
評価結果の概要	フルジオキシニルの一日摂取許容量（AD I）を0.33mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 農薬としての使用に基づく暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。なお、平成10～12年の国民栄養調査結果に基づき試算されるフルジオキシニルの一日あたりの理論的最大一日摂取量は1,424μgであり、ヒトの体重を50kgと仮定すると、そのAD I比は8.6%である。 また、ヒトにおける暴露量及び体内動態も勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じることがおそれないものと考えられる。 （平成21年7月16日府食第682号）				
関係行政機関における施策の実施状況					
施策の検討経過	平成22年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年8月13日～平成22年9月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成22年10月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成22年12月1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申				
リスク管理措置の実施に時間を要している理由					
施策の概要等	平成23年8月31日、食品規格に関する告示を公布。 平成23年9月1日より適用。ただし、一部の食品については平成24年3月1日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <tr> <td></td><td>TMDI/ADI（%）</td></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>7.1</td></tr> </table>		TMDI/ADI（%）	国民平均	7.1
	TMDI/ADI（%）				
国民平均	7.1				

	幼児（１～６歳）	14.0
	妊婦	5.5
	高齢者（６５歳以上）＊	7.2
とされている。		
施策の実効性確保措置	平成23年8月31日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請	
その他特記事項		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）	
b. 新規登録、適用拡大等		
c. 農作物以外への残留基準設定		
d. 清涼飲料水関係		

（継続 2 1 上）

フルジオキソニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.02
小麦	○ 0.05	0.02
大麦	○ 0.05	0.02
ライ麦	○ 0.05	0.02
とうもろこし	● 0.01	0.02
そば	○ 0.05	0.02
その他の穀類 ¹⁾	○ 0.05	0.02
大豆	● 0.07	0.1
小豆類 ²⁾	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.3	0.1
そら豆	● 0.07	0.1
らっきやかい	○ 0.3	0.1
その他の豆類 ⁴⁾	● 0.07	0.1
ばいしよ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.02	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	8
その他のいも類 ³⁾	○ 0.02	0.02
てんさい	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.5	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 20	2
かぶ類の根	○ 0.5	0.02
かぶ類の葉	○ 20	2
西洋わさび	○ 0.5	0.02
クレソン	○ 10	10
はくさい	○ 2.0	1
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	● 2.0	2
ケール	○ 10	2
こまつな	○ 10	2
きょうな	○ 10	2
チンゲンサイ	○ 10	2
カリフラワー	● 2.0	2
ブロッコリー	○ 2.0	0.7
その他のあじろな科野菜 ⁵⁾	○ 10	10
ごぼう	○ 0.5	0.02
サルシフィー	○ 0.5	0.02
アーティチョーク	●	2
チコリ	○ 20	2

フルジオキソニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 ¹ (改正前) ppm
ニンダイブ	○ 30	2
しゅんぎく	○ 30	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 30	1
その他のきく科野菜 ⁷	○ 2	2
たまねぎ	○ 0.5	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	○ 7.0	5
にんにく	○ 0.2	0.1
にら	○ 10	10
アスパラガス	●	2
わけぎ	● 0.2	2
その他のゆり科野菜 ⁸	○ 10	2
にんじん	○ 0.7	0.7
パースニップ	○ 0.5	0.02
パセリ	○ 10	2
セロリ	●	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ⁹	○ 20	2
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	0.01
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ¹⁰	● 0.5	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.3	2
しろうり	● 0.45	2
すいか	●	0.03
メロン(葡萄実)	●	0.03
まくわうり	●	0.03
その他のうり科野菜 ¹¹	● 0.45	2
ほうれんそう	● 0.02	2
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟さんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 5	5
えだまめ	○ 5	5
その他の野菜 ¹²	○ 10	10
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 10	1
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	1
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	1

フルジオキシニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 10	1
りんご(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	● 5.0	5
日本なし	●	5
西洋なし(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	● 5.0	5
マルメロ(花おち、しん及び果梗の基部を含む。)	● 5.0	5
びわ(果梗、果皮及び種子を含む。)	● 5.0	5
もも(果皮を含む。)	○ 5.0	0.5
ネクタリン(果梗を含む。)	○ 5.0	0.5
あんず(アブコットを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	0.5
すもも(ブルーンを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	0.5
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう(チェリーを含む。)(果梗を含む。)	○ 5.0	0.5
いちご	○ 5	5
ラズベリー	○ 5	5
ブラックベリー	○ 5	5
ブルーベリー	○ 2	2
クランベリー	●	5
ハuckleベリー	● 2.0	5
その他のベリー類果実 ¹⁴	● 5.0	5
ぶどう	○ 5	5
キウイ(果皮を含む。)	○ 20	20
なつめやし	●	5
その他の果実(ざくろ(果実全体をいう。))に限る。)	● 5.0	5
ひまわりの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
ถั่ว	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁵	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ¹⁶	○ 0.2	0.2
その他のスパイス ¹⁷	○ 10	10
その他のハーブ ¹⁸	○ 50	10
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁹ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フルジオキシニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ²⁰	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家禽 ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.05	0.01
その他の家禽の脂肪	○ 0.05	0.01
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家禽の腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家禽の食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家禽の卵	○ 0.05	0.05
にら(乾燥させたもの)	○ 50	50
パセリ(乾燥させたもの)	○ 50	50

1. ○：平成23年9月1日施行
●：平成24年3月1日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			G	G		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンダイオカルブ
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンダイオカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年8月27日府食第825号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、農薬として食品安全委員会で評価された後、動物用医薬品としての用途が確認されたことから、動物用医薬品としても評価依頼を行う必要があり、現在、食品安全委員会と調整中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	動物用医薬品としての資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 21上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			G	G		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メトラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年7月30日府食第729号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 21 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				F	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				D	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェンピルジエチル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	葉害軽減剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605014号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メフェンピルジエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1367号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成24年1月19日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>0.3</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI（%）	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.9	妊婦	0.4	高齢者（65歳以上）*	0.3
	TMDI/ADI（%）										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者（65歳以上）*	0.3										

施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20 下)

メフェンピルジエチル(薬害軽減剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.01
小麦	○ 0.05	0.03
大麦	○ 0.05	0.03
ライ麦	○ 0.01	0.01
とうもろこし	○ 0.01	0.01
そば	○ 0.01	0.01
その他の穀類 ⁵	○ 0.01	0.01
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁷ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.08

メフェンピルジエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の肝臓	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.08
牛の腎臓	●	0.08
豚の腎臓	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.08
牛の食用部分	●	0.08
豚の食用部分	●	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ²	●	0.08
乳	○	0.01
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きん ⁸ の筋肉	●	0.05
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	○	0.01
その他の家きんの卵	○	0.01

1. ○：平成23年7月19日施行

●：平成24年1月19日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				C	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルススフロネチル										
評価品目の分類	農薬										
用 途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303014号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	トリフルススフロネチルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月19日府食第263号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会からの答申結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成23年5月11日、薬事・食品衛生審議会長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成23年12月28日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>0.1</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.2	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）*	0.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）*	0.1										

施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20下)

トリフルスルフロシメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	○ 0.05	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	○ 0.05	0.05
その他の野菜 ⁵	○ 0.05	0.05
その他のスパイス ⁴	●	0.05
その他のハーブ ⁶	●	0.05

1: ○：平成23年6月28日施行
●：平成23年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				F	F	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロメチル
評価品目の分類	農薬
用 途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プリミスルフロメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月26日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（A D I）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					C	A

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゾキサミド						
評価品目の分類	農薬						
用途	殺菌剤						
評価要請機関	厚生労働省						
評価結果通知先	厚生労働省						
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号						
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項						
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価						
評価目的の具体的内容	－						
評価結果の概要	ゾキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.48mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第906号）						
関係行政機関における施策の実施状況							
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁と協議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告 平成23年5月11日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申						
リスク管理措置の実施に時間を要している理由							
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成23年12月28日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <tr> <td></td><td>TMDI/ADI（%）</td></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>1.0</td></tr> </table>		TMDI/ADI（%）	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	1.0
	TMDI/ADI（%）						
国民平均	0.4						
幼小児（1～6歳）	1.0						

	妊婦	0.3
	高齢者（65歳以上）＊	0.3
	とされている。	
施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請	
その他特記事項		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）	
b. 新規登録、適用拡大等		
c. 農作物以外への残留基準設定		
d. 清涼飲料水関係		

（継続20上）

ジキサミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.06	0.06
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 0.3	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 1	1
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	1
その他のうり科野菜 ²	○ 1	1
その他の野菜 ³	●	0.06
ぶどう	○ 5	3
その他のスパイス ⁴	●	0.06
その他のハーブ ⁵	●	0.06
干しぶどう	○ 15	

1. ○：平成23年6月28日施行
●：平成23年12月28日施行

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシン
評価品目の分類	農薬
用 途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	カルボキシシンの一日摂取許容量（A D I）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1018号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプチカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプチカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続20上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ダイムロンの一日摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月8日府食第1105号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロパミド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1222号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第59号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係国からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	評価結果がそれまで設定されていたADIの値（JMPR値と同等）の10分の1となり、暴露評価において、ADI占有率が80%を超えたことから基準値全体的見直しが必要となった。適用作物の削除等を農林水産省経由で農薬メーカーに依頼したところ、薬事・食品衛生審議会ですべてこれまで利用されていない暴露評価の方法が提案されたため調整に難航している。現在、基準値及び暴露評価の方法について農薬メーカーと協議中。輸入等への影響を少なくするため、食品ごとの検出値、輸入量、生産量等を考慮し、基準値を優先的に下方修正する作物を調整しているところ。協議・調整が済み次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準有り）
b. 新規登録、適用拡大等	○（適用拡大）
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	

(継続 18下)

(継続)

【農薬】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成18年度下期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬等に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 18下)

(継続)

【農薬】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	G	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年7月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。平成18年に食品中に残留する農薬に係るポジティブリスト制度が導入されたことを踏まえ、清涼飲料水における残留農薬については、ポジティブリスト制度の中で、食品健康影響評価結果を踏まえた暫定基準の見直し等を進めることを決定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 新規登録、適用拡大等	
c. 農作物以外への残留基準設定	
d. 清涼飲料水関係	○

(継続 18下)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ツラスロマイシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年11月20日付け厚生労働省発食安1120第2号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ツラスロマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.015mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年10月28日府食第832号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月28日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	（施策の概要） 現行の食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を変更しない 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI（％）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>10.5</td></tr> <tr> <td>小児（1～6歳）</td><td>21.6</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>11.1</td></tr> <tr> <td>高齢者</td><td>10.3</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI（％）	国民平均	10.5	小児（1～6歳）	21.6	妊婦	11.1	高齢者	10.3
	TMDI/ADI（％）										
国民平均	10.5										
小児（1～6歳）	21.6										
妊婦	11.1										
高齢者	10.3										
施策の実効性確保措置											
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連											
b. 薬事法関連	○										
c. その他											

ツラスロマイシン（抗生物質）

部位（対象動物）	基準値（ppm）
脂肪（牛）	0.3
脂肪（豚）	0.2
肝臓（牛）	5
腎臓（牛）	3
食用部分（牛）*	3
脂肪（豚）	2
脂肪（豚）	0.3
肝臓（豚）	4
腎臓（豚）	3
食用部分（豚）*	5

*食用部分は、臓器（肝）の残留試験結果を参考とした。

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セデカマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セデカマイシンの一日摂取許容量（A D I）を0.0045mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年3月10日府食第223号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を整理中。整理次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セファロニウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セファロニウムの一日摂取許容量（ADI）を0.0016mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成23年3月31日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を整理中。整理次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	豚の細菌性肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成21年11月20日付け21消安第9092号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成22年10月28日府食第833号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 7 月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成20年 8 月 7 日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成20年10月 8 日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年 2 月 5 日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年 4 月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成21年 6 月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成21年 7 月 7 日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成21年 9 月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピノサド
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月19日付け厚生労働省発食安第1219001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年4月8日府食第291号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定（平成23年10月14日部会審議予定）。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	○（インポートトレランス）

(継続 22上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	E	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クラブラン酸
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	β -ラクタマーゼ阻害薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305030号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	クラブラン酸の一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年6月24日府食第489号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年5月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年6月1日～8月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セファレキシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	セファレキシンの一日摂取許容量を0.06 mg/kg 体重/日とする。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年6月24日府食第488号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年5月11日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成23年12月28日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋)

	TMDI/ADI (%)
国民平均	0.1
幼小児(1～6歳)	0.3
妊婦	0.1
高齢者(65歳以上)*	0.1

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 2 上)

セファレキシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.06	0.2
牛の脂肪	● 0.06	0.2
牛の肝臓	● 0.06	0.2
牛の腎臓	● 0.06	1
牛の食用部分 ²	● 0.06	0.2
乳	● 0.01	0.1

脚注

- 1: ○：平成23年6月28日施行
●：平成23年12月28日施行

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルスロン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	クロルスロンは、現時点で得られている知見からは遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、ADIを設定することは適当ではない。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。（平成22年7月1日府食第490号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	F	C				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第78号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月9日府食第706号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年6月1日～8月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年8月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	
c. その他	○（インポートトレランス）

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モネパンテル										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	寄生虫駆除剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年3月3日付け厚生労働省発食安第0303001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	モネパンテルの一日摂取許容量を0.001 mg/kg 体重/日とする。 (平成22年9月9日府食第702号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年6月27日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」(報告書抜粋) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>6.0</td></tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td><td>4.3</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>5.7</td></tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)*</td><td>5.9</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.0	幼小児(1～6歳)	4.3	妊婦	5.7	高齢者(65歳以上)*	5.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.0										
幼小児(1～6歳)	4.3										
妊婦	5.7										
高齢者(65歳以上)*	5.9										
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	
c. その他	○（インポートトレランス）

（継続 2 2 上）

モネパテル（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値 ¹ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○ 0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ³	○ 5	

1. ○：平成23年7月19日施行

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	牛の肝疾患用剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成22年1月4日付け厚生労働省発食安0104第3号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成22年9月16日府食第734号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>40.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>70.4</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>30.3</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>40.1</td></tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）*	40.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	40.1										
幼小児（1～6歳）	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者（65歳以上）*	40.1										
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○（適用拡大）
c. その他	

（継続 2 2 上）

インプロチオラン（殺菌剤／牛の肝疾患用剤）

食品名	残留基準値 ¹ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	○ 10	2
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.03	0.03
ぶどう	○ 0.02	0.02
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ²	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	3

1. ○：平成23年7月19日施行

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛のパスツレラ性肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射液（動物用ホスミシンS（静注用））が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成22年4月28日府食第350号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年12月8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 2 2 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年10月1日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペラジン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	ピペラジンの一日摂取許容量（ADI）を0.25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月1日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	フルベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、残留マーカーについては、豚及び家禽の残留試験において、未変化体だけでなく代謝物も検出されており、これらを考慮する必要があると考えられる。 また、牛及び馬の残留試験においては、未変化体のみを検査対象とした試験結果が得られているが、代謝物の残留性についても考慮する必要があると考えられる。 暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月14日府食第31号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	適応症は牛の肺炎、豚の胸膜肺炎及び牛の趾間フレグモーネ（趾間ふらん）
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年2月1日付け21消安第11737号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をする当たりの食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射液（エクネセル注）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があるとあり、これについては検討中である。 （平成22年2月18日府食第117号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成21年3月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305035号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年3月4日府食第156号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	C			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レバミゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レバミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年3月18日府食第209号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年9月30日現在、WTO通報の意見に基づき、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 21下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレンプテロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016004号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレンプテロールの一日摂取許容量（ADI）を0.004 μg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年6月18日府食第586号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	カルプロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年6月25日府食第614号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年9月30日現在、パブリックコメントにおいて提出された残留試験結果に基づき基準値案を再検討中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、パブリックコメントの意見の検討に時間を要したため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カラゾロール										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用 途	β 遮断薬										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	カラゾロールの一日摂取許容量（ADI）を0.1 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年7月30日府食第727号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成23年2月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年2月16日～6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成23年6月14日、薬事・食品衛生審議会长から厚生労働大臣に答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年7月19日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成24年1月19日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td><td>8.2</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>23.2</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>8.9</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>8.0</td></tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI（%）	国民平均	8.2	幼小児（1～6歳）	23.2	妊婦	8.9	高齢者（65歳以上）*	8.0
	TMDI/ADI（%）										
国民平均	8.2										
幼小児（1～6歳）	23.2										
妊婦	8.9										
高齢者（65歳以上）*	8.0										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成23年7月19日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 2 1 上)

カラゾロール(β-アドレナリン阻害薬)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.005	0.005
豚の筋肉	○ 0.005	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ² の筋肉	○	0.001
牛の脂肪	○ 0.005	0.005
豚の脂肪	○ 0.005	0.005
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.001
牛の肝臓	●	0.02
豚の肝臓	○ 0.025	0.025
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○	0.001
牛の腎臓	●	0.02
豚の腎臓	○ 0.025	0.025
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○	0.001
牛の食用部分 ³	●	0.02
豚の食用部分	● 0.025	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○	0.001
乳	○ 0.001	0.001
鶏の筋肉	○	0.001
その他の家禽 ⁴ の筋肉	○	0.001
鶏の脂肪	○	0.001
その他の家禽の脂肪	○	0.001
鶏の肝臓	○	0.001
その他の家禽の肝臓	○	0.001
鶏の腎臓	○	0.001
その他の家禽の腎臓	○	0.001
鶏の食用部分	○	0.001
その他の家禽の食用部分	○	0.001
鶏の卵	○	0.001
その他の家禽の卵	○	0.001
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○	0.001
魚介類(その他の魚類 ⁵ に限る。)	○	0.001
魚介類(貝類に限る。)	○	0.001
魚介類(甲殻類に限る。)	○	0.001
その他の魚介類 ⁶	○	0.001
はちみつ	○	0.001

1. ○：平成23年7月19日施行

●：平成24年1月19日施行

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				G	G	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	適応症は牛の肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要があるとあり、これについては検討中である。 （平成20年12月18日府食第1363号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 20下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					G	G

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の泌乳期の乳房炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月12日付け19消安第12824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	本製剤の主剤であるピルリマイシンのADI（0.008mg/kg体重/日）を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要がある、これについては検討中である。 （平成20年5月8日府食第508号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 2 0 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	チアンフェニコールの一摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年10月4日府食第973号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を農林水産省において資料入手。速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						G

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年10月4日府食第972号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 19 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						B

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申 平成23年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準を含むため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	フロルフェニコールの一摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
G	G				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第536号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年7月、休薬期間後も基準値を超えて残留することが農林水産省から食品安全委員会及び厚生労働省へ連絡され、同年8月農林水産省により、投与期間を3日へ短縮するなど使用上の注意が変更された。これにあわせて、平成18年11月より投与期間3日での残留試験が開始された。評価結果通知後の平成22年7月7日、農林水産省より当該残留試験成績が提出された。 また、暴露評価においてADI占有率が上がったことから、平成23年9月2日、農林水産省より新たに実施された泌乳牛における残留試験成績が提出された。 今後、基準値案を農林水産省と調整し、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要したため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	G	G			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 1 8 下)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	一日摂取量を30μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第538号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末
平成18年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
		A'	A'		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号） ※牛及び豚は薬剤耐性菌を介した影響について評価済（平成22年3月25日府食第240号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	鶏の薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を検討する予定である。
件施策の概要等	平成22年9月1日、エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）について、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知。 （施策の概要） 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）を除いた当該動物医薬品について、承認後の使用成績等に基づき再審査を行った結果、その安全性等が再確認された。 薬剤耐性菌については、評価書に記載された現行のリスク管理措置を徹底し、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視を実施する。また、最新の科学的知見・情報収集に努める。 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）は、鶏の薬剤耐性菌を介した影響について未評価ではあるが、牛及び豚用の製剤と同様に現行のリスク管理措置の徹底及び薬剤耐性獲得状況の継

	続的調査・監視を実施する。 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌に関するリスク評価で、現行のリスク管理措置の徹底、薬剤耐性獲得状況の継続的調査・監視、最新の科学的知見等に基づく検証を行い、必要なリスク管理措置が講じられることが不可欠であるとされたことを受け施策を実施。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項 再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。 a. ポジティブリスト関連 b. 薬事法関連 c. その他	○

(継続 18 上)

(継続)

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成18年9月末	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末
平成17年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
			G	G	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキサリジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用 途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評 価 目 的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 （平成17年11月24日府食第1141号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

(継続 17 下)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	シアンの耐容一日摂取量（TDI）を4.5 μg/kg体重/日（シアンイオンとして）と設定した。 （平成22年10月19日府食第815号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.06mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、2.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 12.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第790号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	プロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.03mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、1.2 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.1 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第791号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を21.4 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.1mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、4.0 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 21.4 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第792号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	プロモホルムの耐容一日摂取量を17.9 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.09mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、3.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 17.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。 （平成21年8月20日府食第793号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			E	E		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	総トリハロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。 なお、清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンのTDI を考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。 〔参考〕 総トリハロメタンの基準値として、我が国の水質基準値は、0.1 mg/L とされている。WHO では、4 物質の各検出値と各ガイドライン値との比の和が1 を超えないことが推奨されている。 (1) WHO 飲料水水質ガイドライン ① 第3版 当局の要望で、相加的な毒性を評価するための総トリハロメタン類の基準を設定するために、以下のような各化合物の基準に対する存在割合の総加的评价がとられた。 $\frac{C_{\text{プロモホルム}}}{GV_{\text{プロモホルム}}} + \frac{C_{\text{ジブロモクロロメタン}}}{GV_{\text{ジブロモクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{プロモジクロロメタン}}}{GV_{\text{プロモジクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{クロロホルムモノホルム}}}{GV_{\text{クロロホルムモノホルム}}} \leq 1$ C : 濃度、GV : ガイドライン値 ② 第3版 一次追補 1993 年以降に得られた疫学データでは、生殖への有害影響をトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンへの曝露と関連づけてきたが、総トリハロメタン濃度の上昇に伴うリスク上昇について、閾値や用量－反応関係が明らかであるという証拠は示されていない。しかし、健康に対する有害な影響とトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンの潜在的関係を考慮し、飲料水中のトリハロメタン濃度をできる限り低く維持することが推奨される。 微生物に関するガイドラインを優先するのか、それとも、クロロホルムのような消毒副生成物に関するガイドラインを優先するのを選択する必要がある場合、常に微生物学的な質を優先しなければならないことに注意すべきである。消毒効果について妥協すべきではない。 (2) 我が国における水質基準の見直しの際の評価（参照1） 消毒副生成物を抑制するための総括的指標として、平成4 年の専門委員会報告に従い0.1 mg/L とすることが適当である。 (3) 曝露状況 平成18 年の水道統計における総トリハロメタンの水道水の検出状況は原水においては、最高検出値は、水道法水質基準値（0.1 mg/L）の90%超過100%以下で1 箇所みられ、浄水において、最高検出値は、90%超過100%以下で7箇所みられた。

	(平成21年8月20日府食第794号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、今後、当該方針に基づき規格基準の設定等を検討予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$18 \mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.5×10^{-2}/（mg/kg体重/日）とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$18 \mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$45 \mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル*に相当する濃度は$10 \mu\text{g/L}$となる。 *WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1188号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、 0.01 mg/L の基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$37.5 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10^{-5}/(mg/kg体重/日)とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1, 2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$37.5 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$93.8 \mu\text{g}/\text{L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は$4 \mu\text{g}/\text{L}$となる。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、 $0.004 \text{ mg}/\text{L}$ の基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$11 \mu\text{g/kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを$2.8 \times 10^{-2}/(\text{mg/kg}$体重/日)とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$11 \mu\text{g/kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$27.5 \mu\text{g/L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[‡]に相当する濃度は$9 \mu\text{g/L}$となる。 [‡]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1190号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、 0.01 mg/L の基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10^{-3}/(mg/kg体重/日)とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。 なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.46 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%[†]とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は3.65 μg/Lとなる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は30 μg/Lとなる。 [†]医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる暴露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。 [§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1191号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.004 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロメタンの耐容一日摂取量を6 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3[§]kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、T D I 6 μg/kg体重/日の8分の1である。 [§]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1192号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.02 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3¹kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14 μg/kg体重/日の35分の1である。 ¹ 国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1193号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.01 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末
平成20年度下期				E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トルエンの耐容一日摂取量を149 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道管理目標値の10%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、T D I 149 μg/kg体重/日の約200分の1である。 *国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1194号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.4 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。 なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。（平成20年4月17日府食第423号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、1 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月17日府食第424号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.08 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル-γ-ブチルエーテル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル-γ-ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μg/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 2-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 （平成20年4月17日府食第427号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を29 μ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を29 μ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第673号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}$/体重/週とする。 ＜評価書「まとめ及び今後の課題」抄＞ カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。 カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。 したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。 （平成20年9月25日府食第1016号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、 $0.003\text{mg}/\text{L}$ の基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要）

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.002 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第274号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第275号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレンの和として0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第278号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、 $0.01 \text{ mg}/\text{L}$ の基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5μg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、3 mg/Lの基準値を設定する方針を決定したが継続審議中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先し、当該施策の作業を中断していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18下)

(継続)

【微生物・ウイルス】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			A'	A'		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、

比較的大きな効果を持つことも示された。

(3) その他

少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意すべき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80％低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	

施策の概要等	(施策の概要) 1 消費者への普及啓発 ・ 政府広報オンラインのお役立ち記事「ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒」（平成23年6月最終更新）、及び政府広報新聞突き出し広告として「0157や0111などによる食中毒にご注意！」（平成23年6月）を公表し、消費者に食肉の生食、加熱不十分など食中毒に関する普及啓発を行った。 ・ 動画「お肉はよく焼いて食べよう」をホームページに掲載している。 ・ 引き続き、カンピロバクター食中毒低減に向けた普及啓発を行う予定。 2 自治体への要請 全国食品衛生関係主管課長会議（平成23年3月7日）において、都道府県等に対し、カンピロバクター等食中毒事案の発生を防止するため、 ① 食肉に関する衛生管理の徹底など飲食店等関係事業者に対する監視指導の適切な実施 ② 地域住民に対する食肉の加熱不足や高齢者、乳幼児に生又は加熱不足の食肉を摂取させないための注意喚起 を要請。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【微生物・ウイルス】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			A'	A'		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価
評価品目の分類	その他
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	現状のリスク及び想定される対策を講じた場合のリスクに及ぼす効果を推定するための食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	(1) 対策の効果 食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底については、対策の有無で比較し、低減効果を整理した。食鳥の区分処理によるリスクの低減効果は、塩素濃度管理よりも大きく、当該対策のみでリスクが約半減することが示された。 なお、塩素濃度管理の徹底については、塩素添加・非添加のモデルを用いて比較を行っているため、食鳥処理場における現状の冷却水中の塩素濃度管理状況によっては、当該効果より低い効果しか示さないことに留意する必要がある。 その他4 種類の対策それぞれについては、各対策の指標を40%及び80%低減させた場合のリスクの低減効果を整理した。生食割合の低減によるリスク低減効果が最も大きく、次に調理時交差汚染割合の低減による効果が高いことが示された。加熱不十分割合の低減については、単独ではほとんどリスク低減効果がないことが示された。なお、生食しない人を対象とした場合では、最も大きなリスク低減効果があることが示された。 (2) 対策の順位付け 各対策の指標を80%低減させた場合のリスクの低減効果については、下表に整理したとおりであることが示された。ただし、対策の指標を80%低減させることの難易度は、対策によって異なることに留意する必要がある。 単独の対策を解析した結果では、加熱不十分割合の低減又は農場汚染率の低減のみでは効果は少ないことが示されたが、食鳥の区分処理及び塩素濃度管理の徹底を組み合わせることによって高い効果を示すことが示された。また、生食割合の低減については、単独の対策でも効果が高いことが認められた。 ただし、生食する人に対しては、生食割合の低減が常に最も効果が大きい一方、生食しない人に対しては、食鳥処理場での区分処理と農場汚染率の低減の組み合わせが、効果の最も

大きい管理措置になることに加え、加熱不十分割合の低減や調理時の交差汚染率の低減も、比較的大きな効果を持つことも示された。

(3) その他

少ない菌量で感染を起こす細菌については人から人への感染に留意する必要があるが、カンピロバクターについては、人から人への感染経路による感染事例はほとんど報告されていない。しかし、数例の感染例の存在から、種々の条件が整えば感染が成立することは留意すべき点と考える。

また、今回の評価では鶏肉に対象を絞っているが、牛や豚などの他の家畜、犬などのペット動物又は河川水、井戸水からも本菌が検出されており、一方、牛レバーや焼き肉などの料理が食中毒の原因食品となった事例もあることから、他の食肉の取扱いや動物とのふれあいを通じた感染又は河川、井戸水などを介した感染についても留意する必要がある。

対策の組み合わせによるリスク低減効果の順位

(単位：％)

順位	対策	低減率
1	食鳥の区分処理＋生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	88.4
2	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	87.5
3	食鳥の区分処理＋農場汚染率低減	84.0
4	食鳥の区分処理＋生食割合の低減	83.5
5	生食割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	78.7
6	生食割合の低減	69.6
7	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	58.3
8	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	55.9
9	食鳥の区分処理＋調理時交差汚染割合の低減	48.7
10	食鳥の区分処理＋加熱不十分割合の低減	44.1
11	調理時交差汚染割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	26.3
12	農場汚染率低減＋塩素濃度管理の徹底	26.2
13	加熱不十分割合の低減＋塩素濃度管理の徹底	21.6
14	調理時交差汚染割合の低減	9.4
15	農場汚染率低減	6.1
16	加熱不十分割合の低減	0.2

※ 低減率は各指標を80%低減させた場合のリスク低減効果を示している
(平成21年6月25日府食第596号)

関係行政機関における施策の実施状況

施策の検討経過

- ・生産段階における汚染低減のリスク管理措置を検討するための基礎的情報を得るため、ブロイラー農場における鶏群のカンピロバクター汚染状況及び農場の衛生対策状況を調査。
- ・「有害微生物に関する情報交換会」を開催し、都道府県担当者、農政局等とブロイラー農場のカンピロバクター汚染率の低減を目指し、今後の調査・研究等について意見交換を実施。
- ・ブロイラー農場における汚染鶏群・非汚染鶏群の区分及びそれを検出するための方法の開発、生産資材のリスク管理方法の開発、農場への侵入経路の疫学的究明等に関する研究を平成22年度から開始。

リスク管理措置の実施に 時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) ・平成23年8月、「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック - 肉用鶏農場・生産者編 -」及び「鶏肉の生産衛生管理ハンドブック (参考資料) - 指導者編 -」をとりまとめた。 【リスク評価結果との関係】 ・これまでの汚染実態調査、農場における衛生対策の実施状況、各都道府県の調査研究情報及び学術論文などから、食品の安全性を向上させるために、農場で実施すべき対策をとりまとめ、農場の状況に合わせて、実施している取組を確認し、食中毒菌の侵入及びまん延防止のための具体的な対策の検討に活用する。
施策の実効性確保措置	・都道府県及び関係団体に対して、通知を発出し周知徹底を要請するとともに、農林水産省ホームページを通じて広報を行った。
その他特記事項	・(社)日本食鳥協会を通じて食鳥処理業者に対し、当該リスク評価の結果を送付するとともに、と体の冷却における適正な塩素濃度等の確保等の衛生管理措置について、厚生労働省が公表している指針等に基づき改めて留意するよう通知した。 ・食品業界・消費者団体に対して、当該リスク評価の結果を情報提供。

(継続 2 1 上)

【かび毒・自然毒等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	デオキシニバレノール（DON）の耐容一日摂取量（TDI）を1 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 3. DONとNIV（ニバレノール）のグループTDIの設定 DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。 4. 暴露状況 我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。 TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。 汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 μg/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 μg/kg体重/日であった。 国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 μg/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 μg/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で

	は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIV の減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。 5. まとめ 現状においては、我が国におけるDON 及びNIV の暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 なお、小麦(玄麦)を対象にDON について1.1 mg/kg の暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。 (平成22年11月18日府食第872号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。 不足しているアセチル体に関する情報収集を実施。 農林水産省の低減対策の効果等を検証した上で規制のあり方を検討。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	

【かび毒・自然毒等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ニバレノール（N I V）の耐容一日摂取量（T D I）を0.4 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 3. DON（デオキシニバレノール）とNIVのグループTDIの設定 DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。 4. 暴露状況 我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。 TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。 汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 μg/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 μg/kg体重/日であった。 国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 μg/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 μg/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で

	は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIV の減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。 5. まとめ 現状においては、我が国におけるDON 及びNIV の暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 なお、小麦(玄麦)を対象にDON について1.1 mg/kg の暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。 (平成22年11月18日府食第872号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。 不足しているアセチル体に関する情報収集を実施。 農林水産省の低減対策の効果等を検証した上で規制のあり方を検討。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	

【かび毒・自然毒等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	デオキシニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用 途	－
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	－
評価要請の根拠規定	－
評 価 目 的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	デオキシニバレノール（DON）の耐容一日摂取量（TDI）を1 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 3. DONとNIV（ニバレノール）のグループTDIの設定 DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。 4. 暴露状況 我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。 TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。 汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 μg/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 μg/kg体重/日であった。 国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 μg/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 μg/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で

	は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIV の減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。 5. まとめ 現状においては、我が国におけるDON 及びNIV の暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 なお、小麦(玄麦)を対象にDON について1.1 mg/kg の暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。 (平成22年11月18日府食第872号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	・平成14年から、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノールの含有実態調査を実施。 ・平成18年、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載。 ・平成20年、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染を低減することを目的として、農業者、関係団体等が生産現場で実施できる取組をまとめた「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を公表し、指針の取組を推進。

【かび毒・自然毒等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	G					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニバレノールに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒・自然毒
用 途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評 価 目 的	食品安全委員会が自らの判断で行う食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ニバレノール（N I V）の耐容一日摂取量（T D I）を0.4 μg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 3. DON（デオキシニバレノール）とNIVのグループTDIの設定 DONとNIVの複合影響について検討した試験は限られており、それら試験結果も一致した結果が得られていないこと、各毒素の作用メカニズムにも不明な点が少なくないことから、現時点では、グループTDIの設定は困難と考えられた。しかしながら、DONとNIVはその化学構造が非常に類似しており、同様な毒性作用を有する可能性が高いと推察されることから、今後、関連する知見が集積されれば、グループTDI設定の必要性について検討することが望ましいと考える。 4. 暴露状況 我が国におけるDON及びNIVの暴露に対する食品別の寄与度についての詳細な分析は行われていないが、汚染実態及び食品摂取量を踏まえれば、小麦を含有する食品が主要な暴露源と推定される。 TDS法によるDON及びNIVの摂取量調査の結果、DONの平均暴露量は11.36～14.85 ng/kg体重/日であった。一方、NIVについては、すべての検体について不検出であったことから、暴露量を推計することは出来なかった。 汚染実態調査における小麦の平均汚染濃度及び日本人の平均小麦摂取量からDONの暴露量の推計を行った結果、全年齢平均では0.13～0.17 μg/kg体重/日、1～6歳平均では0.29～0.36 μg/kg体重/日であった。 国内産小麦の汚染実態調査結果と小麦を含有する食品の摂取量から確率論的手法を用いてDON及びNIVの暴露量の推定を行った結果では、DONについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は1 μg/kg体重/日以下であった。NIVについては、いずれの年齢群においても95パーセンタイル値は0.4 μg/kg体重/日以下であった。ただし、これらの推計で

	は、玄麦から製粉段階におけるDON及びNIV の減衰率については実験に基づいて50%と仮定しているが、その他加工・調理工程による減衰を考慮していないことから、実際の暴露量はこの推定値よりも低くなると考えられる。また、小麦の摂取量について対数正規分布を仮定する際、最大値を設定せずに、現実には考え難い大量の小麦摂取量が分布データセットに組み入れられているため、特に高いパーセンタイルにおいて、この影響が大きくなることを考慮する必要がある。さらに、国内産小麦の汚染実態調査結果のみを用いた試算であり、輸入小麦の汚染実態は考慮されていないことや、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいという不確実性を含んでいることに留意する必要がある。 5. まとめ 現状においては、我が国におけるDON 及びNIV の暴露量は今回設定したTDIを下回っていると考えられることから、一般的な日本人における食品からのDON及びNIV摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。 なお、小麦(玄麦)を対象にDON について1.1 mg/kg の暫定基準が設定され、生産段階におけるDON及びNIVの汚染低減対策が実施されているところではあるが、確率論的手法を用いた暴露量の推定を行った結果において、特に小児でTDIと比較的近い推定値が得られていること、かび毒の汚染は収穫された年の気候等に影響さればらつきが大きいことを考慮すると、DON及びNIVについて、現在行われている生産段階における汚染低減対策を着実に進めるとともに、規格基準の必要性について検討することが望ましいと考える。 (平成22年11月18日府食第872号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	・平成14年から、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノールの含有実態調査を実施。 ・平成18年、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストに掲載。 ・平成20年、国産麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染を低減することを目的として、農業者、関係団体等が生産現場で実施できる取組をまとめた「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を公表し、指針の取組を推進。

【遺伝子組換え食品等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	VAL-No. 2株を利用して生産されたL-バリン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年7月5日付け厚生労働省発食安0705第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成22年10月14日府食第803号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成22年10月15日、申請者に対して通知 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	pGlu株を利用して生産されたグルカナーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年8月24日付け厚生労働省発食安0824第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の第1章総則第3対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではないと判断した。 (平成22年11月25日府食第884号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成22年11月30日、申請者に対して通知 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ<i>B. t. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した8品種は除く。)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月1日付け厚生労働省発食安1101第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成22年12月9日府食第914号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年2月2日、食品の規格基準に関する告示を公布 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した5品種は除く。)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月30日付け厚生労働省発食安1130第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成23年1月13日府食第28号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年3月2日、食品の規格基準に関する告示を公布 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS8と除草剤グルホシネート及び稔性回復性セイヨウナタネRF3と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRT73からなる組合せのすべての掛け合わせ品種 (既に安全性評価が終了した1品種は除く。)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月30日付け厚生労働省発食安1130第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(平成16年1月29日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成23年1月20日府食第48号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年3月2日、食品の規格基準に関する告示を公布 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	GLU-No. 3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成23年2月3日府食第90号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年2月4日、申請者に対して通知 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年6月8日付け厚生労働省発食安0608第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 （平成23年2月10日府食第119号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年3月2日、食品の規格基準に関する告示を公布 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	LEU-No. 2株を利用して生産されたL-ロイシン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年11月30日付け厚生労働省発食安1130第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成23年2月17日府食第151号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成23年2月21日、申請者に対して通知 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	HxR-No. 1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月13日付け厚生労働省発食安1213第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。したがって、本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成23年3月10日府食第224号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	平成22年3月11日、申請者に対して通知 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87701系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成22年6月7日付け22消安第2171号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評 価 目 的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 （平成23年2月24日府食第173号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年5月26日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会において審議 平成23年5月26日、農業資材審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成23年9月7日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
平成21年度上期			G	G		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用 途	食品
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年1月26日付け厚生労働省発食安第0126001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成21年7月9日府食第658号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	食品健康影響評価を踏まえ、安全性審査の手続を経た旨の公表を行うこととしている。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	消費者庁による表示基準の施行に合わせて安全性審査を経た旨の公表を行うよう手続を行っているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	消費者庁において食品衛生法第19条に基づく表示基準を策定するため、平成22年3月18日に内閣府総理大臣から消費者委員会へ表示基準について諮問し、これを受け消費者委員会食品表示部会にて検討が行われた。策定された表示基準は、平成23年8月31日に公布された（平成23年12月1日に施行予定）。

(継続 2 1 上)

【新開発食品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリフェノール茶
評価品目の分類	新開発食品
用 途	りんご由来プロシアニジンに関与成分とした、体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品。
評価要請機関	消費者庁
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成22年1月18日付け消食表第173号
評価要請の根拠規定	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第1項
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 (平成23年3月10日府食第225号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年6月21日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成23年8月10日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない）
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【新開発食品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	A'	A'				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について
評価品目の分類	その他
用 途	—
評価要請機関	内閣府
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成21年4月27日付け府国生第459号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評 価 目 的	—
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	1. はじめに 食品安全委員会は、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性に係る食品健康影響評価の実施に当たり評価要請者から提供されたデータ等が限られていた状況の中で、事例数が少ない、ピアレビューが行われていない等、必ずしも科学的な信頼性が十分とはいえない資料も含め、できる限り多くの知見の入手に努め、現状で可能な範囲において、中立公正な立場から科学的に評価を行った。本評価では、食品による窒息事故の実態を把握するとともに、窒息事故が発生しやすい食品並びに食品の物性等及び摂食者側等の要因を明らかにすることを試みた。 2. 窒息事故の実態について 食品による窒息事故の背景には、一般人口において誤嚥又は嚥下困難となる事例が日常的に発生しており、多くは回復するものの、ごく一部が、気道閉塞を解除することができずに救急隊搬送症例等として把握されているものと考えられる。 食品による窒息事故死亡症例数は、過去10 年間に約1.2 倍に増加している。これは、高齢者での死亡症例数の増加によるものであり、近年の人口の少子高齢化を反映したものと考えられる。食品による窒息事故での死亡率を年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者層では全人口平均を上回るようになり、さらに加齢とともに増加していた。一方、年齢階層別死亡総数に占める、食品による窒息事故死亡症例数の割合をみると、0～4 歳の乳幼児での割合は、全人口平均を上回っていた。 原因食品については、餅、米飯類が上位を占めていた。餅、米飯類及びパンといった穀物類を原因とする症例の8 割以上が高齢者であった。小児に限定した救命救急症例での原因食品については、飴類が最も多く、救急隊搬送症例でも、飴類に係る症例の8 割以上は小児であった。窒息事故には至らなかった気管・気管支異物症例については、多くの報告事例において概ね半数以上を乳幼児が占めており、異物の多くが、ピーナッツをはじめとする豆類・種実類であった。 3. 窒息事故の多い食品について 摂食機会の程度について考慮することなく、窒息事故症例数の多寡のみをもって、窒息事故が発生しやすい食品かどうかの判断を下すことは困難である。そこで、窒息事故の原因となった主な食品（群）について、食品（群）別の摂取量及び一口量を加味した、一口あたり窒息事故頻度を算出し、相対的な比較を行った。その結果、餅が最も高く、次いでミニカップゼリー、飴類、パン、肉類、魚介類、果実類、米飯類の順であった。ミニカップゼリーを

こんにゃく入りのものに限定した場合、その窒息事故頻度は飴類に次ぐものであった。

食品安全委員会としては、こんにゃく入りのものを含むミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度は、おそらく飴類と同程度ではないかと推測する。一方、こんにゃく入りミニカップゼリーによる窒息事故が、高齢者や小児の摂食禁止について表示を行うこと等の措置がなされて以降には報告されていないとすれば、飴類よりも窒息事故頻度は小さくなっている可能性があると考ええる。

4. 窒息事故の要因について

(1) 食品以外の要因について

食品による窒息事故においては、食品以外の要因が大きく関与していることを確認した。ヒトは、特に気道と食物の通路との交差領域が広く、口から摂取される食品を危険部位の近傍で通過させざるを得ず、このことが、摂食者側の要因の根底にあるものと考えられる。

①食品の物性や安全な食べ方を知る、②一口量を多くせず、食物を口の前の方に摂りこむ、③よく噛み、唾液と混ぜる、④食べることに集中する、といった「窒息しにくい食べ方」を徹底することが、摂食者側の要因を低減させ、窒息事故の予防につながることを確認した。

ヒトには、口中で食塊のテクスチャーを認知し、調整する機能が備わっている。この機能が発達途上にある、又は低下している場合には、誤嚥又は嚥下困難の状態から窒息事故につながる可能性がある。

青年～中年期（15～64 歳）の健常者では、こんにゃく入りミニカップゼリーによる窒息事故死亡症例は確認されていない。この年齢層では、食品による窒息事故が少ないという事実から、食品安全委員会は、食品による窒息事故に係る大きな要因の一つは、摂食者側の年齢にあると考える。

高齢者では、加齢による生理学的変化（咀嚼力低下、喉頭挙上距離延長、嚥下反射の感度低下及び惹起遅延）、歯牙の欠損等、背景疾患（脳血管障害等）、嚥下機能障害への対応、食事の自食といった要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

小児では、歯列咬合の発育、摂食機能の発達、行動といった要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

その他の食品以外の要因として、保護者の危険性認識、応急処置、食事の介助等の環境要因が窒息事故に関連しているものと推測された。

(2) 食品側の要因について

食品側の一般的な要因としては、表面平滑性、弾力性、硬さ・噛み切りにくさといったテクスチャー、大きさ及び形状といったものが窒息事故に関連しているものと推測された。

一口あたり窒息事故頻度が最も大きかった餅については、次の要因等により高齢者において特に窒息事故を発生しやすくなっているものと推測した。すなわち、①噛み切るためには大きな咀嚼力を要する食品である。②口に入れた直後は軟らかくて伸びやすいが、咀嚼しているうちに温度が下がり、硬さ（噛み切りにくさ）が更に増加する。口中での食物のテクスチャー認知・調整機能が低下していると、十分に破碎されず、唾液とよく混ぜられないまま咽頭に送り込まれてしまう。③テクスチャー認知・調整機能が低下していると、温度低下により付着性を増した食塊が咽頭～喉頭前庭付近に貯留し、場合によっては気管・気管支に到達し、その表面に張り付いて、取れにくくなり、気道を閉塞してしまう。気道の表面の潤いが低下していると、そうした物性は更に増強される。咳嗽反射が弱まっている場合には、気道閉塞を容易には解除できなくなってしまう。

こんにゃく入りミニカップゼリーについては、次の要因等により窒息事故を発生しやすくなっているものと推測した。すなわち、①形態から、上向き食べ、吸い込み食べが誘発され、喉頭閉鎖が不十分な状態のままゼリー片を吸い込んで、気道を詰まらせてしまう。②こんにゃく入りミニカップゼリーは、一般のゼリーよりも硬い（噛み切りにくい）ものが多く、冷やすと更に硬さを増す。噛み切りにくく、ゼリー片が十分に破碎されないまま咽頭に送り込まれ、中咽頭～喉頭付近に貯留することによって気道を閉塞してしまう。③破碎不十分なゼリー片を気道に詰まらせてしまうと、気道にぴったりと嵌るような大きさ・形状であり、弾力性があり、水分の少ない部位に介在すると剥がれにくく壊れにくいために、気道閉塞が

	解除されにくい。 また、食品安全委員会は、こんにゃく入りのもの以外のミニカップゼリーであっても、こんにゃく入りミニカップゼリーと同様の方法で摂食される可能性があり、同様の大きさ・形状であって、同様の物理的又は物理化学的特性が付与されたものについては、窒息事故の発生しやすさは、こんにゃく入りのものに準じるものと考ええる。 飴類については、「しゃぶる」という独特の摂取形態により唾液と混ざり合い表面平滑性が増した飴類を口腔内でうまく保持できず、当該食品が安全な大きさになる前に誤って咽頭に送り込まれ、喉頭付近に貯留することによって気道を閉塞してしまうといったこと等により、特に小児において窒息事故が発生しやすくなっているものと推測した。 そのほか、窒息事故が発生しやすいと考えられたパン、肉類・魚介類、果実類及び米飯類について要因分析を行ったが、それ以外の食品によっても、窒息事故が発生する可能性はある。 5. 海外における対応等について 主にミニカップゼリーによる窒息事故についての海外における対応等を把握し、整理した。ただし、EU を除く諸外国等ではいずれも基本的にリスク管理措置に終始していた。それらのリスク管理措置の中で、食品の硬さや大きさについて制限値を設定した例がみられたが、そうした制限値が、窒息事故の発生との直接の因果関係を証明するような科学的根拠に基づいて設定されたのか否かについては把握することはできなかった。 6. おわりに 食品による窒息事故について、ヒトを対象とした実験での検証は倫理上の問題があり、動物を用いた実験による再現も技術的に困難である。また、疫学的調査研究を行うとしても、食品による窒息事故については、内容把握が断片的で全容が解明されていないものが多く、発生件数も少ないことから、各種要因との因果関係を統計学的に明らかにすることは難しかった。そのため、現時点においては、実態を把握し、窒息事故の多い食品について、食品以外（摂食者等）及び食品側の各種関連要因を基に要因分析を行うといった評価手法を用いたものである。したがって、本評価については、今後、国際的な評価等の動向、国内外の科学的知見の蓄積等を勘案し、必要に応じて更なる検討がなされるべきものと考ええる。 （平成22年6月10日府食第455号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	・「食品SOS対応プロジェクト会合」及び「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」における検討をふまえ、関係団体等に対し、力学特性、形状等及び販売方法について改善を要請中。 ・平成23年8月9日 一口タイプのこんにゃく入りゼリーによる窒息事故防止のため、子どもや高齢の方が食べることのないよう、注意を呼び掛け。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

（継続 2 2 上）

(継続)

【新開発食品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末
平成18年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末
		G	(取り下げ)		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用 途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省（消費者庁）
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評 価 目 的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 ＜評価書「5. その他」抄＞ ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。 （略） ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑮⑯）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5g/日)の2倍量単回摂取試験（引用文献㉓）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。 食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。 なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。 （平成18年6月8日府食第464号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	本食品の摂取による尿酸値の上昇に関する注意喚起表示の検討をするよう、申請者に対して指導 平成23年4月18日 申請取下げ
リスク管理措置の実施に	

時間を要している理由	
施策の概要等 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項 平成23年4月18日、申請者が健康増進法第29条第1項に基づく特定保健用食品としての表示承認申請を取り下げ。表示承認申請書取下げ願を受領した。	

(継続18上)

【肥料・飼料等】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エフロトマイシン										
評価品目の分類	肥料・飼料等										
用 途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エフロトマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0018mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年11月25日府食第883号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成22年12月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年1月6日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年1月28日、薬事・食品衛生審議会議長から厚生労働大臣に答申 平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成23年6月28日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1"> <tr> <th></th><th>TMDI/ADI (%)</th></tr> <tr> <td>国民平均</td><td>1.1</td></tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td><td>2.5</td></tr> <tr> <td>妊婦</td><td>1.2</td></tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）*</td><td>1.1</td></tr> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.1	幼小児（1～6歳）	2.5	妊婦	1.2	高齢者（65歳以上）*	1.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.1										
幼小児（1～6歳）	2.5										
妊婦	1.2										
高齢者（65歳以上）*	1.1										

	とされている。
施策の実効性確保措置	平成23年6月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	

エフロトマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.03	0.03
豚の脂肪	○ 0.03	0.03
豚の肝臓	○ 0.03	0.03
豚の腎臓	○ 0.03	0.03
豚の食用部分 ²	○ 0.03	0.03

脚注

1. ○：平成23年6月28日施行

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セデカマイシン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セデカマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0045mg/kg 体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年3月10日府食第223号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料を整理中。整理次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	肥料・飼料等
用 途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評 価 目 的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月1日府食第926号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成23年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 1 下)